

基準財政収入額の区別算定方法について

(都)

1 軽自動車税環境性能割・種別割、環境性能割交付金、森林環境譲与税

【本 則】各区の前三年度における調定額等の平均を、算定の基礎として算定

【経過措置】令和4年度まで（森林環境譲与税については3年度まで）の各年度については、下表に記載した算定の基礎により算定

収入項目	算定の基礎					算定式
	本 則	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
軽自動車税環境性能割 (R1より算定)	軽自動車税環境性能割 前三年度調定額 の平均	軽自動車税(旧法) 前三年度調定額 の平均	軽自動車税環境性能割 R1調定額×12/4 [※]	軽自動車税環境性能割 R1調定額×12/4 R2調定額 の平均	軽自動車税環境性能割 R1調定額×12/4 R2調定額 R3調定額 の平均	算定の基礎 × 規則に定める率* × 0.85
			※ R1調定額は12月から翌3月までの4ヶ月分。1年分に換算するため12/4を乗じる。			
軽自動車税種別割 (R2より算定)	軽自動車税種別割 前三年度調定額 の平均	—	軽自動車税(旧法) [※] 前三年度調定額 の平均	H30軽自動車税(旧法) H31軽自動車税(旧法) R2軽自動車税種別割 調定額の平均	H31軽自動車税(旧法) R2軽自動車税種別割 R3軽自動車税種別割 調定額の平均	算定の基礎 × 規則に定める率* × 0.85
			※ 軽自動車税(旧法)は、軽自動車税種別割と課税対象・税率とも同じ。			
環境性能割交付金 (R1より算定)	環境性能割交付金 前三年度交付額 の平均	自動車取得税交付金 前三年度交付額 の平均	環境性能割交付金 R1交付額×12/6 [※]	環境性能割交付金 R1交付額×12/6 R2交付額 の平均	環境性能割交付金 R1交付額×12/6 R2交付額 R3交付額 の平均	算定の基礎 × 規則に定める率* × 0.85
			※ R1交付額は10月以降6ヶ月分の都税収入見込が原資。1年分に換算するため12/6を乗じる。			
森林環境譲与税 (R1より算定)	森林環境譲与税 前三年度譲与額 の平均	令和元年度の 譲与見込額として 知事が算定した額	森林環境譲与税 R1譲与額	森林環境譲与税 R1譲与額 R2譲与額 の平均	本 則	算定の基礎 × 規則に定める率*
(参考) 規定整備等	条例改正済み	規則改正済み 区別算定済み (軽自動車税種別割を除く)	令和2年度から4年度まで [※] の経過措置について、 令和2年8月に規則改正(予定)			規則改正済み (軽自動車税種別割を除く)
			※ 森林環境譲与税については、令和2年度及び3年度			

* 区別算定額の合計をフレームに合わせるための乗率

2 ゴルフ場利用税交付金

【現 行】各区の前三年度における交付金の額の平均を、算定の基礎として算定

【2年度以降】各区の前三年度における交付金の額(前年度末までに廃止されたゴルフ場に係る交付金の額を除く)の平均を、算定の基礎として算定
(令和2年8月に規則改正(予定))